

たましんパーソナルダイレクト利用規定

多摩信用金庫

第1条 たましんパーソナルダイレクト（インターネットバンキング）取引

1. たましんパーソナルダイレクト（インターネットバンキング）

たましんパーソナルダイレクト（インターネットバンキング）（以下「本サービス」といいます）とは、契約者ご本人（以下「お客さま」といいます）からのパーソナルコンピュータ・本サービス対応携帯電話機等（以下「端末」といいます）を用いた依頼に基づき、資金移動、定期預金取引、口座情報・各種取引の照会、届出住所の変更、税金・各種料金の払込み、外貨預金取引、カードローン借入・返済等の当金庫所定の取引を行うサービスをいいます。

ただし、当金庫は、その裁量により、本サービスの対象となる取引および内容を取り扱わない場合があります。また、お客さまに事前に通知することなく追加または変更する場合があります。

2. 利用資格者

本利用規定に同意し、当金庫本支店に預金口座（屋号・肩書き付き名義の口座などは除きます）を開設している個人で、原則として当金庫営業地区内に居住または勤務先を有するお客さまを、本サービスの利用資格者とします。

なお、お客さまは、お客さまの安全確保のために当金庫が採用しているセキュリティ措置、本利用規定に示した契約者 ID（利用者番号）または各種パスワードの不正使用・誤使用等によるリスク発生の可能性および本利用規定の内容について理解したうえで、自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとします。

3. 利用申込

- (1) 本サービスの利用を申込みされるお客さまは、本利用規定およびその他関連諸規定の内容に同意のうえ、「たましんパーソナルダイレクト（インターネットバンキング）利用申込書」（以下「申込書」といいます）に必要事項を記載して当金庫に提出するものとします。
- (2) 当金庫は、申込書の記載内容に不備がないこと等の必要事項を確認のうえ、申込みを承諾する場合は契約者 ID（利用者番号）および確認用パスワードを記載したお客様カード（以下「お客様カード」といいます）を貸与し、お客さまの届出住所に送付します。
- (3) 当金庫が申込書に押印された印影と、届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものとして認めて取り扱った場合、申込書に偽造、変造その他事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (4) 本サービスは、前(1)号の申込書の提出に代えて多摩信用金庫アプリから申込みすることができます。
- (5) 多摩信用金庫アプリによる申込みにおいて、多摩信用金庫アプリ利用規約に則り本人確認を行ったうえで取り扱った場合、申込人に成りすまし、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

4. 契約の成立

本サービスの利用に関するお客さまと当金庫との間の契約（以下「本契約」といいます）は、当金庫所定の方法によるお客さまの申込みに基づき、当金庫が申込みを適当と判断し、承諾した場合に成立するものとします。

5. 使用できる端末

本サービスの利用に際して使用できる端末は、当金庫所定のものに限りです。

なお、端末の種類により本サービスの対象となる取引は異なる場合があります。

6. 本サービスの取扱時間

本サービスの取扱時間は、当金庫所定の時間内とします。

ただし、当金庫は、取扱時間をお客さまに事前に通知することなく変更する場合があります。

また、取扱時間は、本サービスの対象となる取引により異なる場合があります。

7. 手数料等

- (1) 本サービスの利用にあたっては、必要に応じ当金庫所定の手数料（以下「利用手数料」といいます）および消費税がかかります。
この場合、当金庫は、利用手数料および消費税を各種預金規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカード等の提出を受けることなしに、お客さまが利用申込書または当金庫所定の

方法により届け出た「代表口座」（以下「代表口座」といいます）から、当金庫所定の日に自動的に引き落とします。

なお、当金庫は、利用手数料をお客さまに事前に通知することなく変更する場合があります。

また、代表口座として指定可能な預金口座は、当金庫所定の種類のものに限るものとします。

- (2) 前号の本サービスの利用手数料以外の諸手数料については、取引内容に応じて当金庫所定の手数料がかかります。

なお、提供するサービスの追加または変更に伴い、諸手数料を新設・変更する場合があります。

第2条 本人確認

1. 本人確認の手段

お客さまが本サービスを利用するに際して、当金庫は、端末から通知されるお客さまの次の各号に定める番号等（以下「番号等」といいます）と当金庫に登録されている番号等との一致を確認することにより、お客さまの本人確認を行うものとします。本サービスの本人確認に使用する番号等の組合せは、本サービスの対象となる取引の内容に応じて当金庫所定のものとなります。

- (1) 契約者 ID（利用者番号）
- (2) 初回ログイン用パスワード
- (3) ログインパスワード
- (4) 確認用パスワード

2. 初回ログイン用パスワードの届出

初回ログイン用パスワードは、お客さまが指定するものとし、お客さまから当金庫所定の手続きにより当金庫に届け出るものとします。

3. お客様カードの送付

当金庫は、契約者 ID（利用者番号）および確認用パスワードを記載したお客様カードをお客さまの届出住所に送付するものとします。

4. ログインパスワードの変更

お客さまは、本サービスのご利用開始前に、端末からログインパスワードを変更します。

なお、ログインパスワード変更時における本人確認方法は、次に定めるとおりとします。

- (1) お客さまが指定した初回ログイン用パスワードおよびお客様カードに記載された契約者 ID（利用者番号）を端末からお客さま自身が入力します。
- (2) 当金庫は、お客さまが入力された各内容と、当金庫に登録されている各内容の一致により、本人であることを確認します。

5. ワンタイムパスワードサービスの利用

本サービスにおける資金移動等の取引にあたっては、ワンタイムパスワードサービス利用規定（たましんパーソナルダイレクト）（以下「ワンタイムパスワードサービス規定」といいます）に定めるワンタイムパスワードの利用が必要になります。ワンタイムパスワードサービスの利用に際しては、本利用規定に加え、ワンタイムパスワードサービス規定（たましんパーソナルダイレクト）が適用されます。

6. 本人確認手続き

- (1) お客さまの取引時の本人確認方法および依頼内容の確認方法については、次に定めるとおりとします。
 - ① 番号等を端末の画面上でお客さま自身が入力します。
 - ② 当金庫は、お客さまが入力された各内容と当金庫に登録されている番号等の一致により、次の事項を確認できたものとして取り扱います。
 - a. お客さまの有効な意思による申込みであること。
 - b. 当金庫が受信した依頼内容が真正なものであること。
- (2) 当金庫が前号の方法に従って本人確認をして取引を実施した場合は、番号等につき不正使用・誤使用その他の事故があっても当金庫は当該取引を有効なものとして取り扱い、また、そのために生じた損害については、第17条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。

7. お客様カードの取扱い

- (1) お客様カードは、お客さまご本人が保管してください。第三者への譲渡・貸与はできません。当金庫から請求があった場合は、お客さまは速やかにお客様カードを返却するものとします。
- (2) お客さまがお客様カードを紛失・盗難等で失った場合には、お取引の安全性を確保するため、速やかに電話等で当金庫へ連絡後、お客さまご本人から所定の方法により当金庫に届け出てください。この連絡に対し、当金庫は所定の手続きを行い、本サービスの利用停止の措置を講じます。当金庫はこの手続きの完了前に生じた損害については、第 17 条に定める場合を除き、責任を負いません。
なお、お客様カードの再発行はできませんので、当金庫所定の手続きを行い、新しいお客様カードを発行します。(契約者 ID (利用者番号)、確認用パスワードは変更となります。)
- (3) 前号のお客様カードを失った旨の届出については、電話によることができます。この場合、当金庫は前号と同様に取り扱います。

8. 番号等の管理

- (1) 番号等は、お客さま自身の責任において、厳重に管理するものとし、第三者へ開示しないでください。また、ログインパスワードについては、生年月日、電話番号、連続番号等他人に知られやすい番号を登録することを避けるとともに、定期的に変更手続きを行ってください。
- (2) 番号等につき偽造、変造、盗用もしくは不正使用等の事実またはそのおそれがある場合は、当金庫に直ちに連絡してください。
- (3) 本サービスの利用について、誤った番号等の入力が入力が当金庫所定の回数連続して行われた場合は、その時点で当金庫は本サービスの利用を停止します。再開手続きは当金庫に連絡のうえ、所定の手続きを行ってください。

第 3 条 取引の依頼

1. サービス利用口座の届出

- (1) 本サービスの利用口座として、当金庫本支店に開設している口座を当金庫所定の方法により当金庫に届け出るものとします。
当金庫は、届出の内容に従い、本サービスのサービス利用口座として登録します。
ただし、サービス利用口座として指定可能な預金の種類および本サービスの対象となる各取引において指定可能なサービス利用口座は、当金庫所定のものに限るものとします。
- (2) サービス利用口座の変更および削除については、当金庫所定の方法により届け出るものとします。
- (3) 前各号に基づく届出または変更に係るサービス利用口座について、当金庫所定の方法によりお客さま本人の口座に相違ないものと認めて取り扱った場合、それらにつき偽造、変造その他事故があっても、そのために生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

2. 引き落としの方法

本サービスによるご本人口座からの資金の引き落とし方法については、各種預金規定にかかわらず通帳・払戻請求書・キャッシュカード等の提出は不要とし、本利用規定および関連規定により取り扱います。

3. 取引の依頼方法

本サービスによる取引の依頼は、第 2 条に基づく本人確認が終了した後、お客さまが取引に必要な所定事項を当金庫の指定する方法により正確に当金庫に伝達することにより行うものとします。
当金庫は、前項のサービス利用口座の届出に従い取引を実施します。

4. 取引依頼の確定

当金庫が本サービスによる取引の依頼を受け付けた場合、お客さまに依頼内容を確認しますので、お客さまはその内容が正しい場合には、当金庫の指定する方法で確認した旨を当金庫に回答してください。

この回答が各取引に必要な当金庫所定の確認時間内に行われ、かつ当該時間内に当金庫が受信した時点で当該取引の依頼内容が確定したものとし、当金庫は当金庫所定の方法で各取引の手続きを行います。

なお、特に定めのない限り、取引依頼の確定後に依頼内容の取消し、変更はできないものとします。

第4条 ご利用限度額

1回あたり、および1日あたりのご利用の上限金額は、申込時または変更時にお客さまが設定した金額とします。なお、1日あたりのご利用上限金額の基準時は、毎日日本時間午前0時とし、以下同様とします。

ただし、その上限金額は、当金庫所定の金額の範囲内とし、当金庫は、この上限金額をその裁量によりお客さまに事前に通知することなく変更する場合があります。

上限金額を超えた取引依頼については、当金庫は受付義務を負いません。

第5条 資金移動取引

1. 取引の内容

- (1) 本サービスによる資金移動取引の内容は、お客さまからの端末による依頼に基づき、お客さまの指定した日（以下「指定日」といいます）に、お客さまの指定する本サービス利用口座（以下「支払指定口座」といいます）よりお客さまの指定する金額を引き落としのうえ、お客さまの指定する当金庫本支店あるいは当金庫以外の金融機関の国内本支店の預金口座（以下「入金指定口座」といいます）に振込依頼を発信し、または振替の処理を行う取引をいいます。日本国外の金融機関に開設された預金口座への振込はできません。なお、振込の受付にあたっては、当金庫所定の振込手数料および消費税がかかります。
- (2) 支払指定口座と入金指定口座が異なる当金庫本支店にある場合、入金指定口座が当金庫以外の金融機関本支店にある場合、または支払指定口座と入金指定口座が異なる名義の場合は、「振込」として取り扱います。
支払指定口座と入金指定口座が同一店舗内でかつ同一名義の場合は、「振替」として取り扱います。
- (3) 依頼の内容が確定した場合、当金庫は確定した内容に従い、支払指定口座から振込金額と振込手数料および消費税の合計金額または振替金額を引き落としのうえ、当金庫所定の方法で振込または振替の手続きをします。
- (4) 支払指定口座からの資金の引き落としは、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます）、その他当金庫の定める他の規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカード等の提出は不要とし、当金庫所定の方法により取り扱います。
- (5) 次のいずれかに該当する場合、振込・振替はできません。
 - ①振込・振替時に、振込金額と振込手数料および消費税との合計金額または振替金額が、支払指定口座より払い戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます）を超えるとき。
 - ②支払指定口座が解約済のとき。
 - ③お客さまから支払指定口座についての支払停止の届出があり、それに基づき当金庫が所定の手続きを行ったとき。
 - ④差押、相殺等やむを得ない事情があり、当金庫が支払を不相当と認めたとき。
 - ⑤入金指定口座が解約済等の理由で入金できないとき。
 - ⑥その他、振込・振替ができないと当金庫が認める事由があるとき。
- (6) 振替において、入金指定口座への入金ができない場合には、振替金額を当金庫所定の方法により当該取引の支払指定口座へ戻し入れます。
なお、振込において、入金指定口座への入金ができない場合には、組戻手続により処理します。

2. 指定日

振込・振替依頼の発信は、原則としてお客さまが指定された日に実施し、指定がない場合には、依頼の発信日（以下「依頼日」といいます）を指定日とします。

なお、依頼日が指定日となる場合、当金庫は取引の依頼内容の確定時点で即時に振込・振替を行いますが、入金指定口座が存在する金融機関によっては、当該金融機関所定の時限を過ぎている、または

依頼日が金融機関窓口休業日にあたる等の理由により、即時の振込・振替ができない場合があります。

3. 依頼内容の変更・組戻し

- (1) 振込において、振込指定日以降にその依頼内容を変更する場合には、当該取引の支払指定口座がある当金庫本支店の窓口において、次の変更依頼の手続により取り扱います。
ただし、振込先の金融機関・店舗名または振込金額を変更する場合には、次号に規定する組戻し手続により取り扱います。
 - ① 変更の依頼にあたっては、当金庫所定の変更依頼書に、当該取引の支払指定口座に係る届出印により記名押印して提出してください。
この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
 - ② 当金庫は、変更依頼書に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
- (2) 振込において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、当該取引の支払指定口座がある当金庫本支店の窓口において次の組戻し手続により取り扱います。
 - ① 組戻しの依頼にあたっては、当金庫所定の組戻し依頼書に、当該取引の支払指定口座に係る届出印により記名押印して提出してください。
この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
 - ② 当金庫は、組戻し依頼書に従って、組戻し依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
 - ③ 組戻しされた振込資金は、組戻し依頼書に指定された方法により返却します。
現金で返却を受けるときは、当金庫所定の受取書に届出印により記名押印のうえ、提出してください。
この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
- (3) 前2号の各場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、原則変更または組戻しができません。
この場合には、お客さまと受取人との間で協議してください。
- (4) 変更依頼書または組戻し依頼書等に使用された印影（または署名）と届出印（または署名鑑）とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱った場合は、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (5) 振替の場合には、依頼内容の確定後は依頼内容の変更または依頼の取りやめはできません。
- (6) 本項に定める依頼内容の変更・組戻し手続を行った場合、第1条第7項第2号の振込手数料は返還しません。
- (7) 組戻し手続を行った場合は、当金庫所定の組戻し手数料および消費税がかかります。

第6条 定期預金取引

1. 定期預金の預入

- (1) お客さまご本人名義の定期預金を預入することができます。
この場合、当金庫が特に定める場合を除き、作成する定期預金通帳のお取引店舗はサービス利用口座のお取引店舗とし、届出印は預金取引印鑑票の届出印と同一とします。
- (2) サービス利用口座として登録のある定期預金口座（以下「定期登録口座」といいます）に、当金庫所定の定期預金商品を預入することができます。

2. 適用金利

定期預金の新規受付等における適用金利については、受付時点ではなく、取引の実施日の金利を適用します。

3. 定期預金の解約

- (1) 定期預金の解約について、当金庫は原則として満期日以降（据置定期預金の据置期間経過後の場合も含みます）に各定期預金規定に従って受け付けます。
お客さまの指定する定期登録口座に預入された個別の各定期預金のうち、お客さまの指定する定期預金に対して解約予約等の依頼をすることができます。

ただし、対象となる定期預金の種類は当金庫所定のものに限りません。

- (2) 当金庫がやむを得ないものと認めて満期日前（据置定期預金の据置期間経過前の場合も含みます）の定期預金の解約の依頼に応じる場合の利息の計算は、各定期預金規定に基づくものとします。また、この場合、当金庫の定める一定限度額までの取り扱いとします。
- (3) 前2号の解約の場合の元金・利息は、お客さまがご依頼に指定した入金指定口座に入金するものとします。なお、元金と利息の入金指定口座は同一とします。

第7条 照会サービス

1. 取引の内容

お客さまの指定するサービス利用口座について、残高照会、入出金明細照会等の口座情報および当金庫が定める各種取引の内容を照会することができます。

なお、照会可能な明細は、当金庫所定の期間内に取引のあった明細に限りません。

2. 照会後の取消し、変更

お客さまからの照会を受けて当金庫から回答した内容について、当金庫がその責めによらない事由により変更または取消しを行った場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第8条 通知サービス

1. 取引の内容

お客さまがサービス利用口座として登録された口座につき、入出金取引等が発生した際に、お客さまの指定するメールアドレスに電子メールを送信し、お取引の旨をお知らせします。

2. 送信の遅延・不達

通信混雑、通信機器および回線障害、インターネットの特性等事由により、取り扱いが遅延したり不達となるおそれがありますので、お客さまは、必ず照会サービスによりお取引内容をご確認ください。

なお、照会サービスを利用しないことにより生じた損害については、第17条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。

第9条 住所等変更サービス

お客さまが当金庫に届出を行っている事項のうち、住所等の当金庫所定の事項について、お客さまの指定する内容への変更の仮届出を行うことができます。

第10条 税金・各種料金払込みサービス

1. 取引の内容

- (1) 税金・各種料金払込みサービス（以下「料金払込みサービス」といいます）とは、当金庫所定の収納機関（以下「収納機関」といいます）に対する各種料金の照会および支払指定口座から指定の金額を引き落とし、収納機関に対する当該各種料金の支払いとして、当該引落金を払込むことができるサービスをいいます。
- (2) 料金払込みサービス1回あたり、および1日あたりのご利用の上限金額は、当金庫所定の金額の範囲内とし、当金庫は、この上限金額をその裁量によりお客さまに事前に通知することなく変更する場合があります。
- (3) 料金払込みサービスは、本条に特別な定めがない限り、第5条における振込と同様の取り扱いとします。
- (4) 一度依頼した払込みは取消しできないものとします。
- (5) 当金庫は、お客さまに対し払込みに係る領収書は発行しません。
- (6) 収納機関の請求内容および収納機関での収納手続の結果等、収納等に関する照会については収納機関に直接お問合わせください。
- (7) 料金払込みサービスの取扱時間は、原則として当金庫所定の時間内とします。なお、収納機関の

取扱時間の変更等により、当金庫所定の時間内であっても取り扱いができない場合があります。

2. 利用の停止・取消し等

- (1) 収納機関が指定する項目の入力を当金庫所定の回数以上誤った場合は、料金払込みサービスの利用を停止することがあります。料金払込みサービスの利用を再開するには、当金庫所定の手続きを行ってください。
- (2) 収納機関から収納依頼内容に関する確認ができない場合には、料金払込みサービスを利用できません。
- (3) 収納機関からの連絡により、一度受け付けた払込みについて、取消しとなる場合があります。

第 11 条 外貨預金取引

1. 取引の内容

- (1) 外貨預金取引とは、お客さまからの端末による依頼に基づき、外貨普通預金の新規契約、預入・払出、および外貨定期預金の新規契約、満期解約の予約を行うことをいいます。
- (2) 外貨普通預金および外貨定期預金は当金庫所定の方式により端末画面上に表示することとし、通帳、証書および取引計算書は発行しません。この預金の残高、通貨、約定利率、預入期間、満期日等の取引明細等は、外貨預金取引の外貨取引状況表照会機能によりご確認ください。

2. 外貨預金取引の利用開始手続き

- (1) 外貨預金取引は、18 歳以上 74 歳以下のお客さまに限り、申込むものとします。
- (2) 外貨預金取引ご利用開始にあたっては、外貨預金取引の外貨利用申込画面から外貨利用申込店舗を選択のうえ申込むものとします。
ただし、当金庫の判断により、申込みをお断りする場合があります。
- (3) 申込受付後所定の営業日以内に、外貨預金取引が利用可能になります（申込みと同時に入出金依頼はできません）。
- (4) 外貨預金取引利用口座として登録できる外貨普通預金の口座は 1 口座です。

3. 外貨預金口座の新規契約・預入・払出・解約

- (1) 当金庫所定の通貨および金額の範囲内で、サービス利用口座として登録された外貨普通預金の新規契約、預入・払出および外貨定期預金の新規契約、満期解約の予約取引を行うことができます。
- (2) 外貨普通預金の新規契約
 - ①振替
お客さまの指定するサービス利用口座からの振替により外貨普通預金口座を開設します。
 - ②取消
下記 4 (2) の予約取引の場合に限り、当金庫営業日の相場公表時間前までに外貨預金取引の外貨予約取消により取消することができます。
- (3) 外貨普通預金の預入
お客さまの指定するサービス利用口座からの振替により、お客さまの指定する外貨普通預金口座に入金します。
- (4) 外貨普通預金の払出
お客さまの指定する外貨普通預金口座から引き落としのうえお客さまの指定するサービス利用口座へ入金します。
- (5) 外貨定期預金の新規契約
 - ①円貨振替
お客さまの指定するサービス利用口座からの振替により外貨定期預金口座を開設します。
 - ②外貨振替
お客さまの指定するサービス利用口座として登録された外貨普通預金からの振替により外貨定期預金口座を開設します。
 - ③ 取消
下記 4 (2) の予約取引の場合に限り、当金庫営業日の相場公表時間前までに外貨預金取引の外貨

予約取消により取消することができます。外貨普通口座から外貨定期新規作成予約をした場合には、予約取消は当金庫営業日の7時前まで取消することができます。

(6) 外貨定期預金の満期解約予約

外貨定期預金口座に預入されている個別の外貨定期預金のうち、お客さまの指定する外貨定期預金の満期解約予約ができます。元利金の入金先はお客さまの指定するサービス利用口座とします。この申込みは満期日の2営業日前まで可能です。

(7) 外貨定期預金の満期解約予約取消

外貨定期預金の満期解約予約は、満期日の2営業日前15時までに外貨預金取引の外貨予約取消により取消することができます。

(8) 外貨普通預金口座の解約、外貨定期預金の満期日当日解約、外貨定期預金の中途解約はサービスの対象外です。これらの取引をご希望の際は、本人確認書類、お届け印（サービス利用口座のお取引店舗の預金取引印鑑票のお届け印）を持参のうえサービス利用口座のお取引店舗へご来店ください。また、外貨定期預金の場合はサービス利用口座通帳、本サービスの外貨定期預金口座照会で取得した本定期預金明細を提出してください。

4. 取引受付時間・適用する外国為替相場

(1) 即時取引

公示相場（当金庫営業日の10時～15時まで）に受付した取引は、「即時取引」として依頼と同時に取引が成立します。外貨普通口座からの振替により外貨定期預金を開設する場合には、「即時取引」の時間帯が7時～15時までとなります。

(2) 予約取引

当金庫営業日の15時～翌営業日の公示相場までの時間帯および当金庫休業日は「予約取引」として受付します。なお、当金庫営業日の0時～公示相場までに受付した予約取引は当日の公示相場を適用します。当金庫営業日の15時～24時及び当金庫休業日に受付した予約取引は翌営業日の公示相場を適用します。

(3) 適用する外国為替相場・適用金利は当金庫のホームページに公表します。これらの相場・金利は、通常店頭で公表している外国為替相場および金利と異なる場合があります。また、これらの相場・金利をいったん公表した後、外国為替市場の状況が大きく変動した場合には公表値を見直すことがあります。この場合、本サービスの取り扱いを中止または一時停止することがあります。

5. 取引限度額

この預金の預入額は、当金庫所定の金額以上、当金庫所定の金額以下とします。預入金額は当金庫ホームページに掲載します。

6. 本サービスまたは代表口座の解約

本サービスまたは代表口座が解約されたときは、外貨預金取引についてもすべて解約扱いとします。

第12条 カードローン借入・返済サービス

1. 取引の内容

(1) カードローン借入・返済サービスとは、お客さまからの端末による依頼に基づき、サービス利用口座として登録されているカードローン口座での借入および返済ができるサービスをいいます。なお、カードローン口座の新規開設の申込みはできません。

(2) カードローン借入・返済サービスが可能なローンの種類は、当金庫所定のものとします。

(3) カードローン借入では、お客さまからの端末による依頼に基づき、依頼内容の確定後、お客さまの指定する金額をカードローン口座から借入のうえ、借入金入金のためのお客さまの指定するサービス利用口座（以下「支払先口座」といいます）に入金します。

(4) カードローン返済では、お客さまからの端末による依頼に基づき、依頼内容の確定後、返済金出金のためのお客さまの指定するサービス利用口座（以下「出金元口座」といいます）からお客さまの指定する金額を引き落としのうえ、カードローンの貸越元金の返済に充当します。なお、お

お客様の指定する金額がカードローンの貸越元金の全額返済に当たる場合でも、利息の支払義務は残存するものとします。

- (5) 支払先口座および出金元口座は、あらかじめ当金庫所定の方法により当金庫に届け出てください。
- (6) カードローン借入・返済サービスに関し、本利用規定に定める事項については、当該カードローンに関しお客様と当金庫との間で締結した、または今後締結するカードローン原契約書およびその付帯書類（以下「カードローン原契約書」といいます）の定めにかかわらず、特段の合意がない限り本利用規定が適用されるものとし、本利用規定に定めのない事項についてはカードローン原契約書の定めによるものとします。
- (7) カードローン借入・返済のご利用金額は、第4条の定めにかかわらず、当金庫所定の金額とします。
- (8) カードローン借入の依頼内容の確定時、支払先口座への入金時に、次のいずれかに該当する場合、カードローン借入はできないものとします。なお、カードローン借入の依頼があった場合、当該依頼はなかったものとして取り扱います。
 - ① お客様の指定する取引金額が、当該カードローンの借入可能金額を超えるとき。
 - ② 当該カードローンが解約済のとき。
 - ③ その他、当該カードローン、当金庫で借り入れたその他のローンの元利金の返済状況等により、カードローン借入の取扱いができないと当金庫が認める事由があるとき。
 - ④ 支払先口座が解約済のとき。
- (9) カードローン返済の依頼内容の確定時、出金元口座からの引落時に、次のいずれかに該当する場合、カードローン返済はできないものとします。なお、カードローン返済の依頼があった場合、当該依頼はなかったものとして取り扱います。
 - ① お客様の指定する取引金額が、出金元口座より払い戻すことができる金額を超えるとき。
 - ② 出金元口座が解約済のとき。
 - ③ お客様から出金元口座についての支払停止の届出があり、それに基づき当金庫が所定の手続きを行ったとき。
 - ④ 差押、相殺等やむを得ない事情があり、当金庫が返済による支払を不相当と認めたとき。
 - ⑤ その他、当該カードローン、当金庫で借り入れたその他のローンの元利金の返済状況等により、カードローン返済の取扱いができないと当金庫が認める事由があるとき。

2. 取引実施日

カードローン借入・返済が可能な日は、カードローン原契約書の定めにかかわらず、当金庫所定の日（以下「借入・返済可能日」といいます）とします。

お客様は、借入・返済可能日における当金庫所定の時限までに当金庫所定の方法により、借入・返済を依頼するものとします。

なお、依頼日が借入・返済可能日の以外の場合、または取引の依頼内容の確定時点で当金庫所定の時限を過ぎているときは、お取り扱いできません。

3. 依頼内容の変更・取消し

依頼内容の確定後は、依頼内容の変更または依頼の取消しはできません。

第13条 届出事項の変更等

本サービスに係る印章・通帳・キャッシュカード等を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、お客様は直ちに当金庫所定の書面による取引店舗への届出等、金庫所定の方法で届け出るものとします。この届出の前に生じた損害については、第17条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。

第14条 取引の記録

本サービスによる取引内容について疑義が生じた場合には、本サービスについての電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取り扱います。

第15条 海外からのご利用

海外からはその国の法律・制度・通信事情・通信機器の仕様等により本サービスを利用できない場合があります。当該国の法律等を事前に確認してください。

第16条 免責事項等

1. 免責事項

次のいずれかの事由により本サービスの取り扱いに遅延、不能等があっても、これにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

- (1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき。
- (2) 当金庫または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき。
- (3) 当金庫以外の金融機関の責めに帰すべき事由があったとき。

2. 通信経路における安全対策

お客さまは、本サービスの利用に際し、公衆回線、移動体通信網専用電話回線、インターネット等の通信経路の特性および本サービスに関して当金庫が講じる安全対策等について了承しているものとみなします。

3. 端末の障害

本サービスに使用する端末および通信媒体が正常に稼動する環境についてはお客さまの責任において確保してください。

当金庫は、端末が正常に稼動することについて保証するものではありません。

万一、端末が正常に稼動しなかったことにより取引が成立しない、または成立した場合、これにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

4. 送付上の事故

当金庫が発行したお客様カードが送付上の事故等当金庫の責めによらない事由により、第三者（当金庫職員を除きます）がお客様カードに記載された確認用パスワードを知り得たとしても、そのために生じた損害については、第17条に定める場合を除き、当金庫は一切責任を負いません。

第17条 補償

1. 補償の要件

お客さまの番号等の盗取等により行われた不正な資金移動等については、次の各号のすべてに該当する場合、個人のお客さまは当金庫に対して当該資金移動等に係る損害（手数料や利息を含みます）の額に相当する金額の補償を請求することができます。

- (1) お客さまが本サービスによる不正な資金移動等の被害に気付かれた後、当金庫に速やかに通知していること。
- (2) 当金庫の調査に対し、お客さまが十分な説明をしていること。
- (3) お客さまが警察署への被害事実等の事情説明を行い、その捜査に協力していること。
- (4) お客さまが不正な資金移動等を防止するための適切な措置をとっていること。
 - ①最新のセキュリティーソフトを導入していること
 - ②基本ソフト（OS）、ブラウザなどを最新のものにアップデートしていること
 - ③パスワードを適正に管理し、定期的に変更していること
 - ④当金庫が推奨する利用環境で本サービスを利用していること
 - ⑤当金庫が提供するセキュリティー対策を利用していること（対応機種の利用者に限る）

2. 補償対象額

前項の請求がなされた場合、不正な資金移動等が本人の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ

通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることをお客さまが証明した場合は、その事情が継続していた期間に30日を加えた日数まで遡った期間とします）前の日以降になされた不正な資金移動等に係る損害（手数料や利息を含みます）の額に相当する金額（以下「補償対象額」といいます）を当金庫所定の金額の範囲内で補償するものとします。ただし、当該資金移動等が行われたことについて、お客さまに重大な過失、または過失がある等の場合には、当金庫は補償対象額の全部または一部について補償できない場合があります。

3. 適用の制限

前2項の定めは、第1項に係る当金庫への通知が、お客さまの番号等の盗取等（当該盗取等が行われた日が明らかでないときは、不正な資金移動等が最初に行われた日）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

4. 補償の制限

第2項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当金庫は補償ができません。

- (1) 不正な資金移動等が行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合。
 - ① お客さまの配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人によって行われた場合。
 - ② お客さまが、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合。
- (2) 戦争、天災地変、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じてまたはこれに付随して不正な資金移動等が行われた場合。

5. 既に払戻し等を受けている場合の取り扱い

当金庫が不正な資金移動等の原資となった預金についてお客さまに払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項に基づく補償の請求には応じることができません。また、お客さまが当該資金移動等を行った者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

6. 当金庫が補償を行った場合の取り扱い

当金庫が第2項の規定に基づき補償を行った場合には、当該補償を行った金額の限度において、お客さまの預金払戻請求権は消滅し、また、当金庫は、当該補償を行った金額の限度において、不正な資金移動等を行った者その他の第三者に対してお客さまが有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

第18条 サービスの利用停止・利用停止解除

1. 利用停止

- (1) 当金庫は、次の事由がひとつでも生じた場合、お客さまに事前に通知することなく、いつでも本サービスの全部または一部の利用を停止できるものとします。
 - ① 1年以上にわたり、本サービスの利用がない場合。
 - ② お客さまが本サービスの利用申込をした月の翌々月末までに、ワンタイムパスワード規程第4条2項におけるワンタイムパスワードサービスの利用開始がされない場合。
 - ③ サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合。
- (2) 上記利用停止により、処理が完了していない「振込予約」または「振替予約」および「口座振替」の依頼については取消されますので、別途手続きを行ってください。

2. 利用停止解除

前号で利用停止した後の利用停止解除は、当金庫所定の手続きにより対応することとします。

3. 免責規定

- (1) 本利用停止措置の有無にかかわらず、当金庫はお客さまに不正取引が発生しないことを保証するものではありません。
- (2) 当金庫はこの規定により、お客さまに対して利用停止措置義務を負うものではありません。
- (3) この利用停止または利用停止解除によりお客さまに生じた損害については、当金庫は責任を負い

ません。

第19条 解約等

1. 都合解約

本契約は、当事者の一方の都合で、いつでも解約することができます。

なお、お客さまからの解約の通知は、当金庫所定の方法によるものとします。

2. 代表口座の解約

代表口座が解約されたときは、本契約はすべて解約されたものとみなします。

3. 本契約の強制解約

お客さまに次の事由がひとつでも生じたときは、当金庫はいつでも、本契約を解約することができるものとします。

この場合、お客さまへの通知の到着のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を連絡先にあてて発信した時に本契約は解約されたものとします。

- (1) お客さまの住所および勤務先が当金庫の営業地区外となったとき。
- (2) 当金庫に支払うべき利用手数料その他の諸手数料を2ヵ月連続して支払わなかったとき。
- (3) 住所変更の届出を怠る等により、当金庫においてお客さまの所在が不明となったとき。
- (4) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (5) 支払の停止または破産手続開始もしくは民事再生手続開始の申し立てがあったとき。
- (6) 相続の開始があったとき。
- (7) 番号等の不正使用があったとき、または本サービスを不正利用したとき。
- (8) 1年以上にわたり本サービスの利用がないとき。
- (9) お客様カードが不着等で返戻された場合。
- (10) お客さまが当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫がお客さまに対する本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じたとき。
- (11) 本サービスがマネー・ローンダリングやテロ資金供与等に使用されているおそれがあると当金庫が判断したとき。
- (12) 本サービスを継続するうえで支障があると当金庫が判断したとき。

4. 解約後の処理

本契約が解約により終了した場合、そのときまでに処理が完了していない取引の依頼については、当金庫は処理する義務を負いません。本契約の解約日以降、お客さまの番号等は、すべて無効となります。

5. お客さまによる取引の中止

お客さまは、本サービスの取扱時間中において、本サービスを中止（以下「IB取引中止」といいます）することができます。

IB取引中止をした場合は次のとおり取り扱います。なお、IB取引中止は、本サービスの利用を一時的に中止するものであり、本契約自体は効力を失わないものとします。

- (1) IB取引中止後は、お客さまは本サービスにログインすることができません。これにより、本サービスの全部が利用できなくなります。
- (2) 本サービスを再開する場合は、お客さまは当金庫に連絡のうえ、所定の手続きを行ってください。
- (3) IB取引中止をした時点で処理が完了していない取引の依頼がある場合は、当金庫所定の方法により取り扱うものとします。

第20条 通知等の連絡先

当金庫は、お客さまに対し、取引依頼内容等について通知・照会・確認をすることがあります（取引依頼時以外に各種暗証番号や契約者ID（利用者番号）を照会することはありません）。

その場合、当金庫に届け出た住所・電話番号・電子メールアドレス等を連絡先とします。

なお、当金庫がお客さまの連絡先にあてて通知・照会・確認を発信、発送し、または送付書類を発送し

た場合には、届出事項の変更を怠る等お客さまの責めに帰すべき事由により、これらが延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

また、当金庫の責めによらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話・電子メールの不通等の通信手段の障害等による延着、不着の場合も同様とみなすものとし、これにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第 21 条 規定等の適用

本利用規定に定めのない事項については、当金庫の各種預金規定をはじめとする各種規定等の定めを適用します。

第 22 条 契約期間

本契約の当初契約期間は、契約日から起算して1年間とし、特に、お客さままたは当金庫から書面による申出のない限り、契約期間満了日の翌日からさらに1年間継続されるものとし、以降も同様とします。

第 23 条 準拠法・管轄

本契約の契約準拠法は日本法とします。

本契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫（本店）の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

第 24 条 譲渡・質入・貸与の禁止

本契約に基づくお客さまの権利は、当金庫の承諾なしに第三者へ譲渡・質入・貸与等することができません。

第 25 条 サービスの終了

当金庫は、本サービスの全部または一部を停止することがあります。その場合は、事前に相当な期間をもって当金庫所定の方法により告知します。この場合、契約期間内であっても本サービスの全部または一部が利用できなくなります。

第 26 条 規定の変更等

当金庫は、本利用規定の内容を、任意に変更できるものとします。

変更内容は、当金庫ホームページへの掲載による公表、その他相当の方法で周知することにより変更できるものとし、当金庫が公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切の責任を負いません。

以上
(2024.10.1 現在)